

2025春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

②構成組織方針

構 成 組 織	名 全水道
方 針 決 定	日 2025年1月31日(予定)
要 求 提 出	日 公務員連絡会の要求提出日に準ずる
回 答 指 定	日 公務員連絡会の回答指定日に準ずる

要求項目	要求内容
I . 基本的な考え方	
水道・下水道・公営ガス事業に従事する労働者及び関連企業等に従事するすべての労働者の待遇改善。	バア6%、最低賃金及び高卒初任給201,000円(月額)を要求
II. 基盤整備	
・サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配、適切な価格転嫁・適正取引	公契約における委託費等の算定に、賃上げ相当分を算入するよう追求する。
・賃金水準闘争を強化していくための取り組み	
・雇用の維持・創出、社会的セーフティネットの維持・強化	
・集団的労使関係の輪を広げる取り組み	組合未加入労働者の加入促進(基本的に通年だが、4~6月に取り組みを強化)
III-1. 賃金要求	
■月例賃金	
○個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」	
○「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」	定期昇給制度の維持・改善、月額6%のベースアップ、中堅・ベテラン職員への厚い配分
○規模間格差の是正 (中小賃上げ要求)	
○雇用形態間格差の是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入	
■男女間賃金格差の是正 ・「見える化」と問題点の改善 ・生活関連手当	
■初任給等の取り組み ・社会水準の確保 ・年齢別最低到達水準の協定締結	初任給(特に高卒)の大幅引き上げ
■一時金 ・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等で働く労働者への対応	

III-2.「すべての労働者の立場にたった働き方」の改善	
■「豊かな生活時間の確保」と「あるべき労働時間の実現」の取り組み ・休日増、勤務間インターバル制度導入 ・年休取得促進など	
■すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み	
■職場における均等・均衡待遇実現に向けた取り組み	
■人材育成と教育訓練の充実	
■60歳以降の高齢期における雇用と待遇に関する取り組み	
■テレワーク導入にあたっての労働組合の取り組み	
■障がい者雇用に関する取り組み	
■中小企業、有期・短時間・派遣等で働く労働者の退職給付制度の整備	
■短時間労働者に対する社会保険の適用拡大に関する取り組み	
■治療と仕事の両立の推進に関する取り組み	
III-3. ジェンダー平等・多様性の推進	
・女性活躍推進法および男女雇用機会均等法の周知徹底と点検活動 ・あらゆるハラスメント対策と差別禁止の取り組み ・育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備 ・次世代育成支援対策推進法にもとづく取り組みの推進	ハラスメント相談窓口の設置とハラスメント事例の労使検証を要求 カスタマーハラスメント対策の拡充
★III-4. 集団的労使関係の強化・構築と組織拡大の取り組み	
・組織拡大の取り組み ・「労働協約」(「労働協約」に代わる覚書や組合規約など)の組合員範囲の見直しなど	
III-5.「ビジネスと人権」に関する取り組み	
・ビジネスと人権に関する取り組み方針の策定、教育・研修の実施など	
その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入	